



水域占用許可申請（小型船舶分）の 電子申請手続きについて （その他のご案内）

神戸市港湾局経営課




【目次】


- ・ 【はじめに】 マイページへのログイン方法 P 1
- ・ 審査状況の確認 P 6
- ・ 以前の申請内容を引用して申請 P 8
- ・ 申請書類のダウンロード P13
- ・ 申請時期のご案内について P16
- ・ お困りのときは P18



手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ 

よくあるご質問 

ログイン

新規登録

e-KOBE：神戸市スマート申請システム

もっと便利に。
もっと簡単に。

インターネットで「e-KOBE」と検索するか、
「<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>」
から、e-KOBEのトップページを開きます。

神戸市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。

このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

【はじめに】マイページへのログイン方法



手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

ログイン

新規登録

e-KOBEのトップページから、右上の「ログイン」をクリックします。
利用者ID（登録しているメールアドレス）とパスワードを入力して、「次へ」をクリックします。

e-KOBE：神

もっと便利に。
もっと簡単に。

神戸市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

利用者ID（メールアドレス） 必須

パスワード 必須

次へ

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[利用者の新規登録はこちら](#)

他のアカウントでログイン

GビジネスIDでログイン

【はじめに】 マイページへのログイン方法



ログインにあたり、画面上で以下の認証コードを入力してください。
なお、30分以内に認証コードの入力が完了しない場合、認証コードは無効となります。

【認証コード】 999999

利用者IDのメールアドレス宛に認証コードを記載したメールを送信しました。
認証コードを入力して、「ログインする」ボタンをクリックしてください。

認証コード 必須

ログインする >

< ホームに戻る

入力したメールアドレスあてに「認証コード」を記載したメールが届きます。
記載されている認証コードを入力して、「ログインする」をクリックしてください。

【はじめに】マイページへのログイン方法



手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

株式会社経… さん

ログアウト

e-KOBE：神戸市スマート申請システム

もっと便利に。
もっと簡単に。

神戸市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。



e-KOBEのトップページに自動で戻ります。
左上に表示されている「利用者名称」をクリックします。



 マイページ



マイページが表示されます。

前回のログイン：2024年1月19日 17時05分

お知らせ

 重要なお知らせ 

 あなたへのお知らせ 

 申請状況のお知らせ 

マイページ

利用者メニュー



申請履歴・委任状の確認

あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。

[申請履歴一覧・検索 >](#)

[委任状一覧・検索 >](#)

申請の審査状況を確認するには、マイページを開きます。
※マイページへのログイン方法は、
「【はじめに】マイページへのログイン方法」
を参照してください。

マイページを開いたら、「利用者メニュー」の
「申請履歴・委任状の確認」から、
「申請履歴一覧・検索」をクリックします。

🔄 申請履歴一覧

「申請履歴一覧」の画面から、現在の審査状況を確認できます。
画面左から、申込番号で絞込検索も可能です。

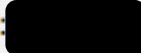
申込番号から検索

検索

申請履歴一覧

該当件数 **30** 件

申込番号



2024年1月19日 19時25分

申請を送信しました



水域占用許可申請（小型船舶・継続分）

申込番号



2024年1月7日 14時53分

手続きが完了しました



水域占用許可申請（小型船舶・継続分）

マイページ

利用者メニュー



申請履歴・委任状の確認

あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。

[申請履歴一覧・検索 >](#)

[委任状一覧・検索 >](#)

前年度と申請内容が変わらない場合や、複数の船舶を所有していて繰り返し申請が必要な場合は、以前申請した内容を引用して申請することができます。

以前の申請内容を引用するには、マイページから前回の申請内容の画面を開きます。

※マイページへのログイン方法は、「【はじめに】マイページへのログイン方法」を参照してください。

マイページを開いたら、「利用者メニュー」の「申請履歴・委任状の確認」から、「申請履歴一覧・検索」をクリックします。

🔄 申請履歴一覧

「申請履歴一覧」の画面が開きます。
引用したい申請をクリックします。
※画面左から、申込番号で絞込検索も可能です。

申込番号から検索

検索

申請履歴一覧

該当件数 **30** 件

申込番号: [REDACTED] 2024年1月19日 19時25分

申請を送信しました

水域占用許可申請 (小型船舶・継続分)

申込番号: [REDACTED] 2024年1月7日 14時53分

手続きが完了しました

水域占用許可申請 (小型船舶・継続分)

🔄 申請内容照会

申請状況

手続きが完了しました

申請内容を使用して新しく申請する

<

戻る

申請内容照会の画面が開きます。
画面下部の「申請内容を使用して新しく申請する」
をクリックします。

内容詳細

水域占用許可申請（小型船舶・継続分）

申請の対象となる手続き

現在「小型船舶（20t未満）の水域等占用許可」を受けている方で、令和6年4月1日以降も継続して水域を占用する方の【継続申請】が手続きの対象です。【新規の占用申請】の場合は、港湾局経営課までお問い合わせください。

占用許可の対象は、「神戸港内での事業に使用する小型船舶（20t未満）」に限ります。

▼20t以上の船舶の係留許可：港湾局海務課へお問い合わせください。

▼プレジャーボートなど、事業用以外の小型船舶の保管：民間マリナー等にご相談ください。

※船舶1隻につき、1申請となります。複数の船舶を所有している方は、船舶数分申請手続きが必要です。

[\(市HP\) 小型船舶（20t未満）の保管場所](#)

[\(市HP\) 港湾局海務課](#)

次へ進む >

あとで申請する

< 一覧に戻る

通常の申請時と同様、申請内容や、手続きに関するご説明画面が開きます。
内容をご確認のうえ、画面下部の「次へ進む」をクリックします。

水域占用許可申請（小型船舶・継続分）

（1）申請の種類

マイページの「申請内容を使用して新しく申請する」から申請している方は、前回申請時の入力データが反映されています。内容に誤りがないか、今一度ご確認ください。

申請内容について 必須

あてはまるものを選択してください。

※「前回申請から変更有」の場合は、「使用返還届（小型船舶分）」の手続きを先にすすめてください。

※廃船など、使用をとりやめる場合は、このフォームから申請する必要はありません。「使用返還届（小型船舶分）」の手続きをすすめてください。

[（参考）使用返還届](#)

前回申請から変更なし（継続申請のみ）

次へ進む >

保存してあとで申請する

< 戻る

引用した申請の内容が反映された状態でスタートします。
適宜内容を確認しながら、申請手続きを進めてください。

【特に確認いただきたい項目】

- ・（法人の方の場合）ご担当者氏名
- ・（複数の船舶の申請の場合）船舶の情報
- ・申請日、占用を開始する日、占用を終了する日
- ・アップロード書類

マイページ

利用者メニュー



申請履歴・委任状の確認

あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。

[申請履歴一覧・検索 >](#)

[委任状一覧・検索 >](#)

申請書類は、申請完了の画面からダウンロード可能ですが、誤ってダウンロード前に申請完了画面を消してしまった場合は、マイページからダウンロードできます。

※マイページへのログイン方法は、「【はじめに】マイページへのログイン方法」を参照してください。

マイページを開いたら、「利用者メニュー」の「申請履歴・委任状の確認」から、「申請履歴一覧・検索」をクリックします。

🔄 申請履歴一覧

「申請履歴一覧」の画面が開きます。
申請書類をダウンロードしたい申請をクリックします。
※画面左から、申込番号で絞込検索も可能です。

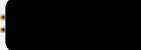
申込番号から検索

検索

申請履歴一覧

該当件数 **30** 件

申込番号



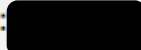
2024年1月19日 19時25分

申請を送信しました



水域占用許可申請（小型船舶・継続分）

申込番号



2024年1月7日 14時53分

手続きが完了しました



水域占用許可申請（小型船舶・継続分）



🔄 申請内容照会

申請内容照会の画面を開きます。
画面下部の「申請内容のPDFをダウンロードする」
をクリックすると、申請書類がダウンロードできます。

個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、同意します。

申請内容のPDFをダウンロードする

この申請を取下げる

申請内容を使用して新しく申請する

<

戻る

水域占用許可申請（小型船舶・継続分）について、次年度分の申請受付を開始しました。次年度も水域占用を継続する場合は、申請手続きをお願いします。

※次年度から占用を終了する箇所がある場合や、船舶の入れ替えによる占用内容の変更がある場合は、別途【使用返還届】の提出手続きが必要です。

e-KOBEで申請手続きいただいた方は、次回の更新時期に登録メールアドレスあてに、上記の内容のメールで更新をご案内します。
※タイトルは「水域占用許可申請（小型船舶・継続分）の受付を開始しました」です。
※ご案内の次期は、1月中旬～2月上旬の予定です。
※郵送でののご案内は行いませんので、ご了承ください。

マイページ

前回のログイン：2024年1月19日 17時05分

お知らせ

📌 重要なお知らせ

マイページの「申請状況のお知らせ」でも、同様に更新申請のご案内をします。


📄 あなたへのお知らせ


✎ 申請状況のお知らせ

水域占用許可申請（小型船舶・継続分）
申込番号：[REDACTED]
2023年12月8日 お知らせがあります

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ 

よくあるご質問 

株式会社経… さん

ログアウト

e-KOBE：神戸市スマート申請システム

もっと便利に。
もっと簡単に。

一般的な操作方法でお困りの場合は、
e-KOBEの画面上部の「ヘルプ」からマニュアルを見ることができます。
また、「よくあるご質問」からも操作方法を検索できます。

神戸市HPでも一般的な操作方法に関する操作マニュアルを
掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/ekobe/manual.html>

神戸市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。

このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

内容詳細

水域占用許可申請（小型船舶・継続分）

よくある質問・お問い合わせ

こちらからご確認ください 

手続きのよくあるご質問

「よくあるご質問」で解決しない場合は、「お問い合わせフォーム 

申請内容に関してお困りの場合は、申請の「内容詳細」画面下部の「よくある質問・お問い合わせ」をクリックしてください。

「手続きのよくあるご質問」の画面が表示されますので、掲載されている内容で解決しない場合は、画面下部の「お問い合わせフォーム」をクリックし、フォームからお問い合わせください。

または、keiei_apply@office.city.kobe.lg.jpあてにメールでお問い合わせください。